

広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画

〈部会案〉

平成 25 年 7 月

1 計画の目的

この計画は、東日本大震災での経験を踏まえ、迅速性と適切性をもった支援を実現するため、広域・大規模災害における広域支援のあり方を定めた「広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項」に基づき、広域・大規模災害の発生当初において、緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を中心に、基礎自治体として総合力を有する指定都市が、緊密に連携を図り、指定都市市長会として一体となって被災地支援に取り組むため必要な事項を定めることを目的とする。

2 計画の適用

この計画は、国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生したときで、指定都市市長会会長（以下「会長」という。）が広域・大規模な災害であり指定都市市長会としての支援が必要と認める場合に適用する。

3 災害発生時の準備体制

- ① 国内のいずれかの市区町村で震度6弱以上の地震が観測されたとき又はそれに相当する災害が発生したときは、指定都市市長会事務局（以下「事務局」という。）、会長市及び別表1及び別表2に定める地域ブロックによる割り振りにおいて被災地の現地支援本部の設置を担当する都市（以下「現地支援本部設置担当都市」という。）は、この計画の適用を判断するため、準備体制をとるものとする。
- ② 現地支援本部設置担当都市は、被災都道府県等から情報を収集するほか、必要に応じ、現地に職員を派遣するなど情報を収集し、事務局に報告するものとする。
- ③ 事務局は、現地支援本部設置担当都市等から情報を収集し、会長に報告するものとする。
- ④ 会長は、被災の範囲、規模等から都道府県や近隣自治体による応援等だけでは十分な支援が困難であり、この計画を適用する必要があると認めた場合、事務局を通して各指定都市市長にその旨を通知するものとする。
- ⑤ 事務局、会長市及び現地支援本部設置担当都市の準備体制に必要なその他の事項については、会長が別に定めるものとする。

4 計画が適用された場合の体制

(1) 中央連絡本部

- ① この計画が適用された場合、会長は、速やかに中央連絡本部を設置する。
- ② 中央連絡本部の本部長は会長が務める。
- ③ 中央連絡本部は、原則として事務局に置き、事務局及び各指定都市東京事務所の職員により構成する。
- ④ 中央連絡本部の役割は、下記のとおりとする。
 - ア 国の災害対策本部、関係省庁及び全国知事会・全国市長会等との連絡調整
 - イ 各指定都市及び現地支援本部との連絡調整
 - ウ 報道機関等への情報提供
- ⑤ 中央連絡本部の組織等は、会長が別に定める。

(2) 先遣隊

- ① この計画が適用された場合、別表 1 及び別表 2 に定める地域ブロックによる割り振りに基づき、現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市の市長は、速やかに先遣隊を被災地に派遣するものとする。
- ② 先遣隊は、被災地の情報収集・連絡を中心に活動するものとする。
- ③ 被災地の情報収集を目的とする先遣隊は、現地支援本部の場所に速やかに参集し、現地支援本部の構成員として活動を行う。

(3) 現地支援本部

- ① この計画が適用された場合、別表 1 及び別表 2 に定める地域ブロックによる割り振りに基づき、現地支援本部設置担当都市の市長は、速やかに現地支援本部を設置する。
- ② 現地支援本部の本部長は、現地支援本部設置担当都市の市長が務める。
- ③ 現地支援本部は、現地支援本部長が指定する場所に置き、現地支援本部設置担当都市及び各支援隊派遣都市の職員により構成する。
- ④ 現地支援本部長は、現地支援本部の場所を指定した場合、速やかに中央連絡本部長に通知し、中央連絡本部長は、各指定都市の市長に通知するとともに、現地支援本部

の設置について全国知事会、全国市長会等に通知する。

⑤ 現地支援本部長は、被災の範囲、規模等から別表 1 に定める現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市のみでは支援を行うことが困難であると判断した場合（別表 1 の「広範な都道府県に被害が及ぶ場合」を適用するときを除く）には、支援隊派遣都市の追加を中央連絡本部長と協議することができる。

⑥ 中央連絡本部長は、協議の結果、支援隊派遣都市の追加が必要と判断したときは、指定都市の市長と協議の上、支援隊派遣都市の要請を行うものとする。

⑦ 支援隊派遣都市の追加要請の考え方は、会長が別に定める。

⑧ 現地支援本部の役割は、下記のとおりとする。

ア 被災地における情報収集及び支援需要等の把握

イ 中央連絡本部との連絡調整

ウ 被災地に派遣された各指定都市支援隊及び当該指定都市との連絡調整

エ 被災都道府県の災害対策本部、当該都道府県の対口支援を行っている都道府県の現地本部（以下「対口支援県現地本部」という。）、被災自治体の災害対策本部等との連絡調整

5 支援の実施決定

① 被災自治体への支援は、各指定都市からの対口支援を原則として実施する。

② 支援隊派遣都市の市長は、先遣隊の派遣状況や支援体制の状況について現地支援本部長に報告する。

③ 現地支援本部長は、先遣隊の派遣状況や支援体制の状況について中央連絡本部長に報告する。

④ 現地支援本部長は、収集した被災地における支援需要等を中央連絡本部長に報告する。

⑤ 現地支援本部長は、被災地における支援需要等をもとに、支援隊派遣都市の市長と協議の上、支援先候補の被災自治体を支援隊派遣都市の市長へ通知するものとする。なお、支援先候補の自治体の決定にあたっては、必要に応じて、当該自治体の属する都道府県に連絡を行うものとする。

⑥ 支援先候補の被災自治体の通知を受けた支援隊派遣都市の市長は、支援先候補自治

体の長と調整の上、支援実施や支援内容を判断する。

- ⑦ 支援隊派遣都市の市長は、支援実施に関して決定したときは、速やかに現地支援本部長及び対口支援を行う被災自治体へその結果を報告する。
- ⑧ 現地支援本部長は、支援隊派遣都市の市長から支援実施の決定の報告を受けたときは、中央連絡本部長にその旨を報告するとともに、被災都道府県及び対口支援県現地本部に報告を行うものとする。
- ⑨ 中央連絡本部長は、現地支援本部長から支援実施の決定の報告を受けたときは、全国知事会、全国市長会等に報告を行うものとする。

6 支援の実施及び復興期支援への移行

- ① 現地支援本部長は、各指定都市からの対口支援の実施に関して、支援先となる被災自治体の属する都道府県、対口支援県現地本部等と緊密に連絡調整を行い、円滑な支援の実施に努めるものとする。
- ② 緊急の支援が必要とされる応急・復旧期を経過し、被災自治体の体制の回復や支援需要の変化等により支援の再編等復旧・復興期への移行が必要と判断される場合は、中央連絡本部長と現地支援本部長は復旧・復興期への移行を検討するものとする。
- ③ 前項の検討にあたっては、中央連絡本部長及び現地支援本部長は、各指定都市の市長、支援先自治体、支援先自治体の属する都道府県、対口支援県現地本部、全国知事会及び全国市長会等（以下「関係機関」という。）と支援の再編等について協議を行い、中央連絡本部長が、新たな支援グループの形成等の方針（復旧・復興期への移行）を決定し、関係機関等に通知する。
- ④ 復旧・復興期以降においては、関係機関等と協議し、他の市町村等との連携を十分に図り、支援グループの形成等により円滑な支援の実施に努めるものとする。

7 現地支援本部及び中央連絡本部の解散

- ① 復旧・復興の状況に応じ、中央連絡本部長は、現地支援本部長の申し出に基づき、当該現地支援本部の解散を決定し、各指定都市の市長、全国知事会及び全国市長会等に通知する。なお、当該決定後に各指定都市が独自の支援を継続することを妨げない。

- ② 中央連絡本部は、全ての現地支援本部が解散したときに解散する。

8 各指定都市及び事務局が被災した場合等の対応

- ① 会長市が被災し、この計画による会長の役割を果たすことが困難な場合は、会長は、会長の権限を、指定都市市長会副会長（以下「副会長」という。）に委任することができる。この場合において、委任は指定都市市長会の会長代理の順に従い行うものとする。
- ② 会長の権限を委任された副会長は、中央連絡本部の本部長を務める。
- ③ 事務局が被災し、中央連絡本部の設置ができない場合は、会長は、別に本部を設置する場所を定めるものとする。
- ④ 別表 1 に定める現地支援本部設置担当都市が被災し、現地支援本部の設置ができない場合、会長は別に現地支援本部設置担当都市を指定し、当該都市の市長に本部の設置を依頼するものとする。この場合において、指名は原則として別表 2 の順により行うものとする。
- ⑤ 上記のほか、災害の状況により、別表 1 及び別表 2 の割り振りにより難しい場合は、会長又は中央連絡本部長が別途割り振りを定めるものとする。

9 他の災害支援の枠組みとの関係

- ① この計画の実施にあたっては、国の広域支援や、全国知事会の支援の枠組みと積極的かつ柔軟に連携・協力しながら行うものとする。
- ② この計画は、「21 大都市災害時相互応援に関する協定」や、各指定都市の定める個別の災害時の応援協定による各指定都市の支援の実施を妨げない。

10 経費負担

- ① 各指定都市が被災地自治体に対して実施した支援の経費の負担は、法令の定めによるほか、支援先自治体の負担を原則として、各指定都市と支援先自治体との協議により定めるものとする。
- ② 中央連絡本部及び現地支援本部の運営に係る経費は、原則として、各指定都市が派遣又は提供する職員、機材等に係る経費については各指定都市の負担とし、指定都市

市長会として新たに共同で調達する必要が生じた機材等に係る経費で会長が別に定めるものについては、すべての指定都市の共同負担とする。

11 公務災害補償

- ① この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償については、派遣した指定都市が公務災害補償により行う。通勤にかかる災害についても同様とする。
- ② この計画に基づき各指定都市から派遣された職員が、公務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が公務中に生じたものについては、派遣した指定都市が賠償する。

12 平時からの連携強化

- ① 各指定都市は、あらかじめこの計画の実施に関する連絡担当部局を定め、事務局に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。
- ② 事務局は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめ、速やかに各指定都市に通知するものとする。

13 研修、訓練等の実施

指定都市市長会は、発災時におけるこの計画による円滑な支援を確保するため、必要に応じて研修や情報伝達訓練等を実施するとともに、受援計画の策定等発災時における支援の円滑な受け入れに資する取組の促進に努めるものとする。

14 委任

この計画の実施に関し、必要な事項又はこの計画に定めのない事項については、会長が別に定めるものとする。

別表1 現地支援本部設置担当都市及び支援隊派遣都市

【基本パターン】

災害発生 都道府県 (地域ブロック)	現地支援本部 設置担当都市	支援隊派遣都市
北海道	札幌	仙台、横浜、千葉、新潟
青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島、 新潟	仙台	札幌、横浜、川崎、新潟、さいたま
茨城、栃木、群馬、 埼玉、長野	さいたま	横浜、川崎、相模原、千葉、静岡、浜松、仙台、 新潟
千葉、東京、神奈 川、山梨、静岡	横浜	川崎、相模原、千葉、さいたま、名古屋、静岡、 浜松、仙台、新潟
岐阜、愛知、三重	名古屋	京都、静岡、浜松、川崎、相模原、堺
富山、石川、福井、 滋賀、京都、奈良	京都	大阪、神戸、名古屋、堺
大阪、兵庫、和歌 山	大阪	神戸、京都、名古屋、堺
鳥取、島根、岡山、 広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知	広島	北九州、福岡、熊本、大阪、神戸、岡山
福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島、沖縄	福岡	北九州、熊本、広島、大阪、神戸、岡山

【広範な都道府県に被害が及ぶ場合】

災害発生 都道府県 (地域ブロック)	現地支援本部 設置担当都市	支援隊派遣都市
北海道	横浜	被災しなかった全都市
青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島、 新潟	名古屋	
茨城、栃木、群馬、 埼玉、長野	札幌	
千葉、東京、神奈 川、山梨、静岡	大阪	
岐阜、愛知、三重	仙台	
富山、石川、福井、 滋賀、京都、奈良	広島	

大阪、兵庫、和歌山	福岡	
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	さいたま	
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	京都	

※災害救助法を適用する都道府県が８以上の範囲にわたる災害の場合に適用する。

別表２ 現地支援本部設置担当都市代行の指名順

【基本パターン】

災害発生都道府県 (地域ブロック)	指名順	
	１	２
北海道	仙台	新潟
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	新潟	札幌
茨城、栃木、群馬、埼玉、長野	横浜	仙台
千葉、東京、神奈川、山梨、静岡	静岡	名古屋
岐阜、愛知、三重	京都	浜松
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	大阪	名古屋
大阪、兵庫、和歌山	神戸	京都
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	岡山	福岡
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	北九州	広島

【広範な都道府県に被害が及ぶ場合】

災害発生都道府県 (地域ブロック)	指名順	
	１	２
北海道	名古屋	京都
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟	京都	大阪
茨城、栃木、群馬、埼玉、長野	大阪	広島
千葉、東京、神奈川、山梨、静岡	広島	札幌
岐阜、愛知、三重	札幌	福岡
富山、石川、福井、滋賀、京都、奈良	福岡	さいたま
大阪、兵庫、和歌山	さいたま	仙台
鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	仙台	名古屋
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	名古屋	横浜

※災害救助法を適用する都道府県が８以上の範囲にわたる災害の場合に適用する。

(附 則)

この計画は、平成 年 月 日から施行する。

【参考】行動計画に基づく支援実施オペレーション

